

2011年3月16日

各位

医療法人社団更生会 草津病院
院長 佐藤 悟朗

窃盗容疑で起訴されていた職員の有罪判決について

医療法人社団更生会草津病院（院長 佐藤 悟朗）におきまして、窃盗容疑で起訴されていた弊院中山 崇志准看護師について、本日、広島地方裁判所から有罪判決が言い渡されました。

高い倫理観を求められるべき医療機関において、このような事件を発生させましたことを、職員一同深く反省いたしますとともに、患者さまやご家族の皆さまをはじめ、地域の皆さまに対しまして、深くお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

中山 崇志准看護師が勤務していた閉鎖病棟において、2010年4月30日、同年5月8日の二度にわたり、認知症で入院している高齢の患者さまのキャッシュカードを不正に取得して、合計120万円の現金を窃盗したものです。

2. 人事処分

中山 崇志准看護師につきましては、2011年3月16日付で懲戒解雇の予告を決定し、即日本人へ通知いたしました。

その他、院長を減給6か月、看護部長および事務部長を減給3か月、病棟課長を減給1か月とする等、管理監督する立場にあった役職者の懲戒予告も決定、即日本人へ通知しております。

3. 再発防止策

今回のこのような事態を厳粛に受け止め、諸会議・研修等を通じ、コンプライアンス態勢を強化してまいります。

また、患者さまの貴重品をお預かりする際のチェック体制の強化など、内部管理態勢の充実・強化に全職員で取り組んでまいります。

【お問い合わせ先】

医療法人社団更生会 草津病院
事務部（平田）

082-277-1019（直通）